

第1回 小林製菓の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議
次 第

〔 令和6年4月3日（水）
11：00～ 5階特別会議室 〕

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 議事
 - (1) 「小林製菓の紅麴配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部」の設置について
 - (2) 小林製菓の紅麴配合食品に対する大阪市の対応の経過について
 - (3) 調査方針について
 - (4) 食品衛生法第59条に基づく回収命令を行った3商品の状況について
 - (5) その他
- 5 閉会

〔配付資料〕

資料1 対策本部の設置について

資料2 小林製菓の紅麴配合食品に対する大阪市の対応の経過について

資料3-1 調査方針について（1）

資料3-2 調査方針について（2）

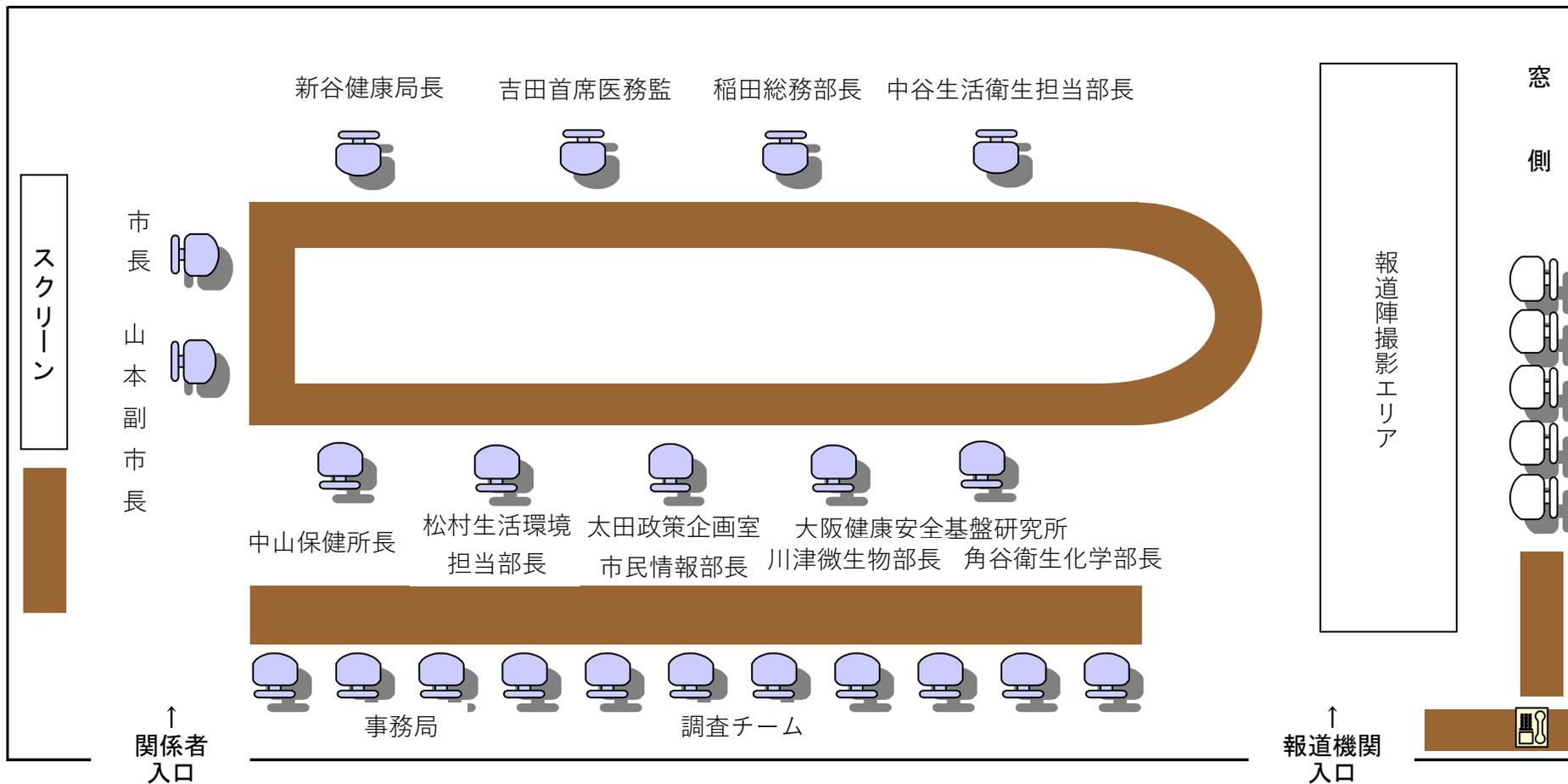
資料4 調査状況について

参考資料 大阪市食中毒対策要綱

小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部 会議出席者名簿

本部長	横山 市長
副本部長	山本 副市長
本部員	<p>新谷 健康局長</p> <p>吉田 健康局 首席医務監（医師）</p> <p>稲田 健康局 総務部長</p> <p>中谷 健康局 生活衛生担当部長（食品衛生監視員）</p> <p>中山 保健所長（医師）</p> <p>松村 保健所 生活環境担当部長（食品衛生監視員）</p> <p>太田 政策企画室 市民情報部長</p> <p>川津 大阪健康安全基盤研究所 微生物部長（研究員）</p> <p>角谷 大阪健康安全基盤研究所 衛生化学部長（研究員）</p>

特別会議室



件名: 第1回 小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部会議

日時: 令和6年4月3日(水) 11:00~11:30

対策本部の設置について

大阪市食中毒対策要綱第14条第2項（参考資料）の規定に基づき、「小林製薬の紅麹配合食品にかかる大阪市食中毒対策本部」を設置する。

【本部会議メンバー】

【本部長】 市長

【副本部長】 山本副市長

健康局長

首席医務監
(医師)

総務部長

生活衛生担当部長
(食品衛生監視員)保健所長
(医師)生活環境担当部長
(食品衛生監視員)政策企画室
市民情報部長大阪健康安全基盤研究所
微生物部長・衛生化学部長
(研究員)

※ 必要に応じ、専門家にも参加を依頼

【調査チーム】 13名

食品衛生監視員10名、行政医師2名、府職員（監視員）1名による専従班を設置
(役割：回収確認（流通調査）・健康被害者調査・原因究明調査等を実施)

【事務局】

健康局総務課・生活衛生課

小林製薬の紅麹配合食品に対する大阪市の対応の経過について

令和 6 年 4 月 3 日 10 時 00 分時点
健康局健康推進部生活衛生課

令和 6 年 3 月 22 日 (金)

- ① 小林製薬から大阪市保健所に報告。
 - ・健康被害の情報（13 名の健康被害）
 - ・自主回収を行う予定。⇒ 食品衛生法に基づく自主回収の届出を指示。
- ② 大阪市から厚生労働省へ情報共有。
 - ・小林製品の摂取者で健康被害があり、小林製薬が夕刻プレスリリースをする旨の連絡。
(小林製薬プレスリリース、小林製薬記者会見)
- ③ 厚生労働省が全国自治体宛に、これまでの健康被害情報の収集について事務連絡。
- ④ 大阪市から厚生労働省に対し、今後の健康被害情報の収集について確認。
- ⑤ 小林製薬からの自主回収届出を大阪市が受理。
- ⑥ 大阪市から小林製品製造所を管轄する岐阜県と富山市に、自主回収の情報を提供。

令和 6 年 3 月 25 日 (月)

- ① 小林製薬から大阪市保健所に報告
 - ・入院患者が 20 名となった。
 - ・それを踏まえて 14 時にプレスリリースする。
(小林製薬プレスリリース (第 2 報))

令和 6 年 3 月 26 日 (火)

- ① 小林製薬から大阪市保健所に、死亡事例 1 の報告。
(小林製薬からのプレスリリース (第 3 報：死亡事例 1))
- ② 小林製薬に対し、食品衛生法第 28 条第 1 項に基づく報告について指示書を交付。(健康被害情報、関係製品の販売先、原因究明に係る調査状況等の報告を指示)
- ③ 大阪市から岐阜県と富山市に、小林製品製造所の調査を依頼

- ④ 厚生労働省と大阪市において、今後の対応について協議。
 - ・小林製薬の自主回収品を食品衛生法第6条2号違反と判断できるか否かの検討
 - ・判断できた場合、回収命令をかけることの確認
- ⑤ 23:56 厚生労働省から大阪市宛に通知
 - ・小林製薬の3製品について、食品衛生法第6条第2号違反と判断。
 - ・食品衛生法第59条に基づく、廃棄命令等の措置依頼。(0:40 厚生労働省が記者に対し、ブリーフィングを実施。)

令和6年3月27日（水）

- ① 11:45 大阪市が小林製薬に対し、紅麹を含む3製品の回収を命令。
- ② 富山市から大阪市に、「ナイシヘルプ+コレステロール」及び「ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD」の製造所の調査結果として「問題なし」の回答。
- ③ 小林製薬から大阪市保健所に、死亡事例2の報告。
(小林製薬からのプレスリリース（第4報：死亡事例2）)

令和6年3月28日（木）

(小林製薬からのプレスリリース（第5報：死亡事例3、4）)

令和6年3月29日（金）

- ① 岐阜県から大阪市に、「紅麹コレステヘルプ」の製造所の調査結果として「問題なし」の回答。
- ② 小林製薬から大阪市保健所に、死亡事例5の報告。
(小林製薬記者会見 プレスリリース(第6報：死亡事例5))
- ③ 厚生労働省と小林製薬大阪工場（大阪市淀川区）の立入の協議。

令和6年3月30日（土）

○ 厚生労働省と大阪市が、小林製薬大阪工場に立入調査。

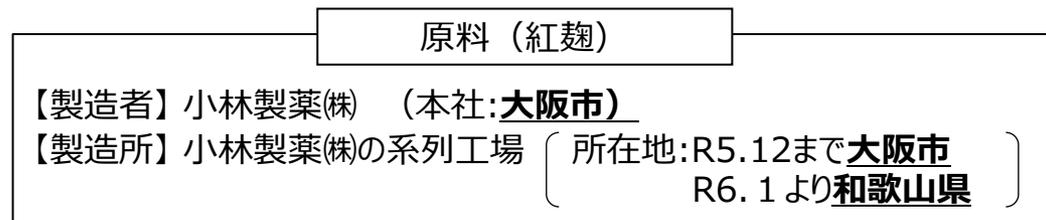
令和6年4月3日（水）

○ 「小林製薬の紅麹配合食品に係る大阪市食中毒対策本部」の設置及び第1回本部会議を開催。

調査方針について（1）

資料 3 - 1

（原料・製品の流れ）



原料の原因究明調査

国が、大阪市・和歌山県
（工場・本社所在地の
自治体）と連携して調査

小林製薬株式会社の3製品

【販売者】小林製薬株式会社
（本社：大阪市）
【製造所】小林製薬株式会社委託先の工場
（所在地：岐阜県、富山市）

小林製薬株式会社以外の製品

【販売者・卸売】小林製薬株式会社以外の173社
（本社：各自治体に所在）
【製造所】各販売者が経営・委託する工場
（所在地：各自治体）

小林製薬株式会社の3製品の調査

- 【食品衛生法第6条第2号違反の判断】
 - ・国が、既に3製品を違反と判断
- 【回収命令・健康被害調査等】
 - ・大阪市（販売者の所在地）が実施
- 【製造所の調査】
 - ・大阪市から岐阜県・富山市（工場の所在地）に立入調査を依頼
- 【原因究明調査】
 - ・大阪市から大阪健康安全基盤研究所に分析等を依頼し、国にも協力

小林製薬株式会社以外の製品の調査

- 【食品衛生法第6条第2号違反の判断】
 - ・国が、現在、判断のための調査を実施中
- 【回収措置・健康被害調査等】
 - ・各自治体（各販売者又は製造者の所在地）が実施（予定）
- 【製造所の調査】
 - ・各自治体（製造所の所在地）が実施（予定）

回収命令・流通調査

- ① 回収命令（令和 6 年 3 月 27 日）
 - ② 流通調査（小林製薬から提供された製品の流通先の調査を行い、回収可能な商品を確認する。）
 - ③ 回収状況の確認（回収した数量の確認）
 - ④ 廃棄命令
 - ⑤ 廃棄確認
- 大阪市外の流通先については、管轄の自治体に調査・報告を依頼する。

健康被害者調査

- ① 健康被害情報の収集（小林製薬、全国自治体等に寄せられた情報）
 - ② 健康被害者に対する調査（被害者本人等からの症状や摂取状況調査、診察医師のコメント等）
「長期にわたって摂取する食品の調査手法」の確立。（効率よく集計可能な調査票等の作成）
 - ③ 3製品の摂取と健康被害との因果関係の調査（診察医師の診断確認を含む）
- 大阪市外の健康被害者については、管轄の自治体に調査・報告を依頼する。

原因究明調査（原料・製品）

- 厚生労働省と協力し、原因究明調査を実施
- 必要に応じ、小林製薬本社、大阪工場への立入調査
- 製品検査等について、大阪健康安全基盤研究所の研究員と検査内容の検討、検査・分析等の依頼

調査状況について

1 相談件数 (4/1 22時時点)

- ・ 小林製薬へこれまでに寄せられている相談件数 約**31,000** 件

2 健康被害状況 (4/1 22時時点)

[小林製薬から報告があったもの]

- ・ 医療機関を受診した数 **877** 名
- ・ 死亡件数 **5** 名
- ・ 入院件数 **166** 名

[全国の自治体に調査依頼をし、報告のあったもの (大阪市民を含む)]

- ・ 対象の製品を摂取しており、医療機関を受診している者 **66**^{※1} 名

※1 ただし、因果関係については不明

3 小林製品の回収状況 (4/1時点)

- ・ 約**86**万個が、大阪市を含む**129**自治体の販売施設 (小売店) 約**23,000**店舗に販売されており、現在、各保健所が製品の所在を個々に確認しているところである。

大阪市食中毒対策要綱

目次

第1章	総則	(第1条・第2条)
第2章	情報の収集等	(第3条～第4条)
第3章	体制の整備等	(第5条～第9条)
第4章	対策の決定	(第10条・第11条)
第5章	食中毒対策本部	(第12条～第15条)
第6章	原因究明委員会	(第16条～第19条)
第7章	平常時における準備等	(第20条～第26条)
附則		

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市において食中毒（その疑いを含む。以下同じ。）事件発生時に、対策本部の設置等適切な措置を講じ、迅速かつ的確に事件の原因を究明することにより、原因となった食品や発生の機序を排除し、もって衛生上の危害の拡大を防止することを目的とする。

(基本方針)

第2条 食中毒事件の処理に当たっては、市民の生命、健康に関わるものであるとの危機意識を持ち、科学的かつ客観的な評価を行うとともに、市民への積極的な情報提供に努めるものとする。

2 調査に当たっては、患者等の人権に配慮しつつ、関係者の十分な理解を得て行うものとする。

第2章 情報の収集等

(情報の収集・伝達)

第3条 保健所及び保健福祉センターは、「食中毒処理要領」に定めるところにより、各管内における食中毒の発生に関する情報（以下「食中毒発生情報」という。）等の迅速かつ的確な収集及び伝達に努めるものとする。

2 健康局健康推進部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）は、保健所、保健福祉センター、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等を通じて、食中毒に関する情報の広範かつ迅速な収集及び分析に努めるものとする。

(情報の評価)

第4条 生活衛生課及び保健所は、食中毒発生情報を入手した場合には、その原因、規模、社会的影響の程度及び今後の見通し等に応じて、別表1の危険度判定基準に基づき、速やかに対応するものとする。なお、感染症の疑いがあるときは、感染症対策課を含めて対応を協議するものとする。

2 生活衛生課及び保健所は、危険度のレベルに応じ、別表2により職員の態勢、関係会議の開催を行うものとする。

3 生活衛生課及び保健所は、食中毒発生情報の評価に当たっては、危険の程度等について必要に応じて学識経験者等の専門家の意見を聴取し、客観性の確保に努めるものとする。

第3章 体制の整備等

(調査体制)

第5条 生活衛生課及び保健所は、食中毒発生情報を入手した場合には、「食中毒処理要領」に定めるところにより、速やかに調査を開始するものとする。

(検査体制)

第6条 食中毒に関する検体の検査は、原則として、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に依頼するものとする。

2 健康局長は、必要があると認める場合には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所等、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所以外の検査機関等に検査を依頼することができるものとする。

(連絡体制)

第7条 生活衛生課及び保健所は、食中毒の発生状況に応じ、食中毒処理要領に基づき、健康局内関係部署、本市関係部局及び外部関係機関との連携を図り、必要な情報の提供、収集を行う。

(応援要請)

第8条 保健所長の指揮命令のもと、「食中毒処理要領」に定めるところにより、食品衛生監視課に応援を要請する。なお、生活衛生監視事務所及び食品衛生監視課のみでは対応が困難な場合には、環境衛生監視課に応援を要請するものとする。

(広報体制)

第9条 食中毒に関連する情報を広く市民に提供するための報道機関等への広報は、生活衛生課が総務課を通じて情報公開室と協議するとともに、必要に応じて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課及び近畿厚生局食品衛生課に連絡するものとする。

第4章 対策の決定

(対策の決定)

第10条 保健所は、食中毒が発生した場合には、「食中毒処理要領」に定めるところにより食中毒の処理に努めるとともに、被害の拡大防止及び再発防止の観点から対応を検討し、必要な措置等を行うものとする。

なお、生活衛生課は、所管部局が不明確な場合にあっては、危機管理室と協議し、対策を決定するものとする。

- 2 生命への危険が懸念される食中毒及び発生規模が大きく広域にわたると懸念される食中毒に関して、重要な対策の決定は第4条第2項による会議（以下、「関係会議」という。）を開催するものとする。
- 3 生命への危険が強く懸念される場合又は重篤かつ大規模な食中毒が発生した場合の対策決定等特に重要な決定を行った場合には、健康局長または危機管理監は、市長、副市長に報告するものとする。
- 4 食品製造業における食品事故が発生した場合、被害の拡大防止を図るための公表の判断は、健康局長が関係会議を招集し、別途定める公表指針に基づき決定するとともに、市長、副市長に報告するものとする。

(資料の管理)

第11条 生活衛生課及び保健所は、食中毒に係る対策決定の諸前提、判断理由等について資料を適切に管理するものとする。

第5章 食中毒対策本部

(保健所食中毒対策本部の設置)

第12条 保健所長は、次の各号に掲げる場合には、「保健所食中毒対策本部」（以下、「現地本部」という。）を保健所に設置するものとする。

- (1) 危険度のレベル4以上の食中毒が発生した場合
- (2) 原因食品の製造、貯蔵、輸送、販売等に関して広域にわたる調査が必要な場合
- (3) 発生状況が特異で、原因究明、措置等が複雑な場合
- (4) その他保健所長が必要と認める場合

(現地本部の組織及び所掌事務)

第13条 現地本部に現地本部長と現地副本部長を置くものとする。

- 2 現地本部長には、保健所長をもってこれに充てる。
- 3 現地本部長は、現地本部会議を招集し、これを主宰する。
- 4 現地副本部長には、生活環境担当部長及び保健所長が選任した健康局医務監又は保健所保健医療監をもってこれに充てる。
- 5 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長が不在のときは、現地

副本部長がその職務を代理する。

- 6 現地本部に次の班を置き、各班に担当を置くものとする。
 - (1) 総務班
 - (2) 調査班
 - (3) 感染症班
 - (4) 医務班
- 7 各班に置く担当、各担当に充てる部署及び各担当の所掌事務は、別表3のとおりとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、現地副本部長は食中毒事件の状況に応じて必要な班、担当を置くことができる。
- 9 現地副本部長は、前項において班、担当を設置した場合、その所掌事務を定めることとする。
- 10 前各項に掲げるもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は現地副本部長が定める。

(食中毒対策本部の設置)

第14条 健康局長は、次の各号に掲げる場合には、危機管理監と協議し、「食中毒対策本部」(以下、「対策本部」という。)として「健康局食中毒対策本部」を設置するものとする。

- (1) 危険度のレベルが5の食中毒が発生した場合
- (2) 原因食品の製造、貯蔵、輸送、販売等に関して広域にわたる調査が必要な場合
- (3) 発生状況が特異で、原因究明、措置等が複雑な場合
- (4) その他健康局長が必要と認める場合

2 前項各号に掲げる場合であって、社会的影響が大きく、全庁的に対策を要するときなど、市長が必要と認めた場合は、「対策本部」として「大阪市食中毒対策本部」(以下、「市対策本部」という。)を設置するものとする。

3 現地本部は、対策本部が設置された場合には、現地チームとして対策本部に吸収されるものとする。

(対策本部の組織及び所掌事務)

第15条 対策本部に対策副本部長と対策副本部長を置くものとする。

2 対策副本部長には、健康局長をもってこれに充てる。

ただし、市対策本部を設置した場合には、市長を対策副本部長とする。

3 対策副本部長は、対策本部会議を招集し、これを主宰する。

4 対策副本部長には、健康局理事、健康推進部長、生活衛生担当部長及び保健所長をもってこれに充てる。

なお、市対策本部を設置した場合には、副市長を対策副本部長とする。

- 5 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長が不在のときは対策副本部長がその職務を代理する。
- 6 対策本部に次の班を置き、各班に担当を置くものとする。
 - (1) 総括班
 - (2) 食品衛生班
 - (3) 環境衛生班
 - (4) 薬務班
 - (5) 医療対策・連絡班
- 7 各班に置く担当、各担当に充てる部署及び各担当の所掌事務は、別表4のとおりとする。
- 8 対策本部長は、前項において班及び担当を設置した場合、関係部局等の職員を招集し、その所掌事務を定めることとする。
- 9 前各号に掲げるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は対策本部長が定める。

第6章 原因究明委員会

(委員会の設置)

第16条 対策本部長は、必要に応じて対策本部に原因究明委員会（以下「委員会」という。）を設置し、原因究明について専門的見地からの意見を聴くものとする。

(委員会の事務)

第17条 委員会は次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 食中毒の原因食品、病因物質及び汚染経路等の究明に関すること
- (2) その他原因究明に関し、必要と認められること

(委員会の組織等)

第18条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員の人数は、20人以内とし、学識経験者及び市関係職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 委員長は、委員の互選をもってこれに充て、委員会の議長となり、会務を掌理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を行う。
- 5 委員長は、必要があると認める場合は、第2項に定める委員以外の職員等を臨時に委員会の委員として出席させることができる。
- 6 委員会は、委員長が必要と認める場合に開催する。
- 7 委員会は、審議のため必要と認める場合には、関係者の出席を求め、その

意見を聴くことができる。

- 8 委員会の庶務は、生活衛生課において行う。
- 9 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(幹事会)

第19条 委員会の審議案件について、事前に調査し又は検討するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、生活衛生課長をもってこれに充て、幹事会の議長となり、会務を掌理する。
- 4 幹事は、市関係職員のうちから幹事長が選任する。

第7章 平常時における準備等

(食中毒の防止)

第20条 生活衛生課及び保健所は、平素からの情報収集、衛生指導、収去検査等により、食中毒を未然に防止するよう努めるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第21条 生活衛生課及び保健所は、夜間、休日等勤務時間外に発生した食中毒の届出受理体制を整備しておくとともに、初動調査が円滑に行えるように、緊急連絡網を整備するものとする。

(機材等の準備)

第22条 保健所は、迅速に調査を開始するために、情報の伝達及び調査に使用する用紙類を整備するとともに、器具及び機材を常に使用できる状態で保管するものとする。

- 2 生活衛生課は、保健所に配備する器具及び機材の調達に努めるものとする。

(資料の収集)

第23条 生活衛生課及び保健所は、食中毒発生時における適切な対応を行うため、食中毒に関する文献、資料等の収集に努めるとともに、収集した文献、資料等は速やかに伝達を図り、共有化に努めるものとする。

(職員の研修)

第24条 生活衛生課は、食中毒発生時において迅速かつ的確な調査が行えるよう、職員の技能、資質の向上のための研修を実施するとともに、各種講習会にも計画的に参加させるものとする。

(市民への情報提供)

第25条 生活衛生課及び保健所は、食中毒に関する情報について、各種広報媒体の活用により、市民に対して広く提供するものとする。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、食中毒の処理及び調査に関し必要な事項は生活衛生課長が定める。

附則

この要綱は、平成11年6月8日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年10月8日から施行する。

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

危険度判定基準

レベル	判定基準
1	・ 有症者数が 9 名以下の場合
2	・ 有症者数が 10 名以上の場合
3	・ 有症者数が 50 名以上の場合 ・ 有症者数が 49 名以下であっても、有症者が重篤な症状である場合、あるいはそのおそれがある場合
4	・ 有症者数が 500 名以上の場合 ・ 死亡者が出た場合
5	・ 有症者数が 1,000 名以上の場合 ・ 非常事態と考えられる集団発生

職員の態勢及び関係会議

レベル	職員の態勢		関係会議の開催	
	生活衛生課	保健所	生活衛生課	保健所
1	・ 平常時の勤務体制で対応		・ 平常時の勤務体制で対応	
2	・ 夜間、休日等は緊急連絡網で対応		・ 夜間、休日等は緊急連絡網で対応	
3	生活衛生課（食品衛生グループ）で対応	生活衛生監視事務所、食品衛生監視課で対応	生活衛生課内会議の開催	生活衛生監視事務所、食品衛生監視課合同会議の開催
4	生活衛生課で対応	感染症対策課、環境衛生監視課、保健医療対策課の関係職員を招集	関係課長会議の開催 大阪市危機事態連絡調整会議の開催 市長又は局長が必要と認める場合、大阪市（健康局）食中毒対策本部会議の開催	保健所内会議の開催 保健所食中毒対策本部会議の開催
5	健康局関係課全職員を招集 関係局職員を招集	保健所の全職員を招集	大阪市危機事態連絡調整会議の開催 大阪市（健康局）食中毒対策本部会議の開催 原因究明委員会の開催	現地チーム内会議の開催

保健所食中毒対策本部（現地本部）の所掌事務及び編成

班	担当及び部署	所掌事務
総務班	庶務担当 ・ 管理課	1. 庶務に関する事 2. 対策本部・関係機関との連絡調整に関する事 3. 現地本部内各班の連絡調整に関する事 4. 情報収集に関する事
調査班	企画・調整担当 ・ 生活衛生監視事務所(1)	1. 原因究明に関する事 2. 拡大防止措置に関する事 3. 原因施設に対する措置に関する事 4. 保健福祉センター食品衛生監視員との調整に関する事(必要な場合)
	食品調査担当 ・ 生活衛生監視事務所 ・ 食品衛生監視課	1. 患者の疫学調査に関する事(2) 2. 原因施設及び関係施設の調査に関する事 3. 食品の流通経路調査に関する事 4. 検査検体の採取・送付に関する事
	環境調査担当 ・ 生活衛生監視事務所 ・ 環境衛生監視課	1. 使用水の調査に関する事 2. 特定建築物、廃棄物等その他環境衛生関連調査に関する事
感染症班	感染症調査・調整担当 ・ 感染症対策課	1. 患者の疫学調査に関する事(2) 2. 感染症の調査に関する事 3. 原因施設の消毒・消毒方法の指導に関する事 4. 保健福祉センター保健師等との調整に関する事(必要な場合)
医務班	医務担当 ・ 保健医療対策課	1. 医療機関との連絡調整に関する事 2. 患者の入退院状況の把握及び重症者の対応に関する事

(1) 原則、推定原因施設を所管する生活衛生監視事務所が担当すること

(2) 相互に連絡調整を図り実施すること

食中毒対策本部（対策本部）の所掌事務及び編成

班		担当及び部署	所掌事務
総括班		庶務担当 ・ 総務課 ・ 危機管理室（ ）	1. 庶務に関する事 2. 現地本部・関係機関との連絡調整に関する事 3. 対策本部内各班の連絡調整に関する事 4. 医師会との連絡調整に関する事 5. 広報に関する事
食品衛生班		企画・調整担当 ・ 生活衛生課	1. 情報処理に関する事 2. 処理対策の企画立案に関する事 3. 原因究明委員会の設置・運営に関する事 4. 原因究明のための検査等について検査機関との調整に関する事 5. 広報に関する事
環境衛生班		環境衛生調整担当 ・ 生活衛生課	1. 使用水の衛生管理に関する事
薬務班		薬事調整担当 ・ 生活衛生課	1. 消毒剤・医薬品等の調達に関する事
医療対策・連絡班		医療調整担当・連絡調整担当 ・ 健康施策課	1. 救急医療機関との連絡調整に関する事 2. 区役所（保健福祉センター）等との連絡調整に関する事
現地チーム	調査班	企画・調整担当 ・ 生活衛生監視事務所	1. 原因究明に関する事 2. 拡大防止措置に関する事 3. 原因施設に対する措置に関する事 4. 保健福祉センター食品衛生監視員との調整に関する事（必要な場合）
		食品調査担当 ・ 生活衛生監視事務所 ・ 食品衛生監視課	1. 患者の疫学調査に関する事 2. 原因施設及び関係施設の調査に関する事 3. 食品の流通経路調査に関する事 4. 検査検体の採取・送付に関する事
		環境調査担当 ・ 生活衛生監視事務所 ・ 環境衛生監視課	1. 使用水の調査に関する事 2. 特定建築物、廃棄物等その他環境衛生関連調査に関する事
	感染症班	感染症調査・調整担当 ・ 感染症対策課	1. 患者の疫学調査に関する事 2. 感染症の調査に関する事 3. 原因施設の消毒・消毒方法の指導に関する事 4. 保健福祉センター保健師等との調整に関する事（必要な場合）
	医務班	医務担当 ・ 保健医療対策課	1. 医療機関との連絡調整に関する事 2. 患者の入退院状況の把握及び重症者の対応に関する事

大阪市対策本部が設置された場合、総括班は危機管理室と分担する。